

○……そこでこの話を聞いた友人の正木「直彦」美術院長や和田英作畫伯等が率先各方面を説いてまはり釀金し得た金が五千三百三十五圓となつたので駐佛長岡大使の手を通じ本人に傳達方を二十四日外務省に依頼して來たので外務省では直にその手續をとつた

一月十四日「中略」曾て余と和田英作氏連名にて發起しデルスニ
ス氏の現在の悲況を悲て過去の氏の佛文化宣傳の功績を追憶し
て贈物を爲さんと同氏の舊知に回章を以て言込みたるに今日其
作品日本畫洋畫工藝品等三十幾點之を評價したるに四千五百圓
となりたり 鹽原又策氏全部之を買取り更に五百圓を寄付せら
れたる「下略」

とある。また、日記によれば、昭和十年秋から冬にかけて、正木は

⑧ 彫刻科塑造部教室制廃止

大正十二年十一月一日立案印〔鈴川〕

校長印〔正木〕 塑造部教官印〔建島〕 書印〔朝倉、西望〕

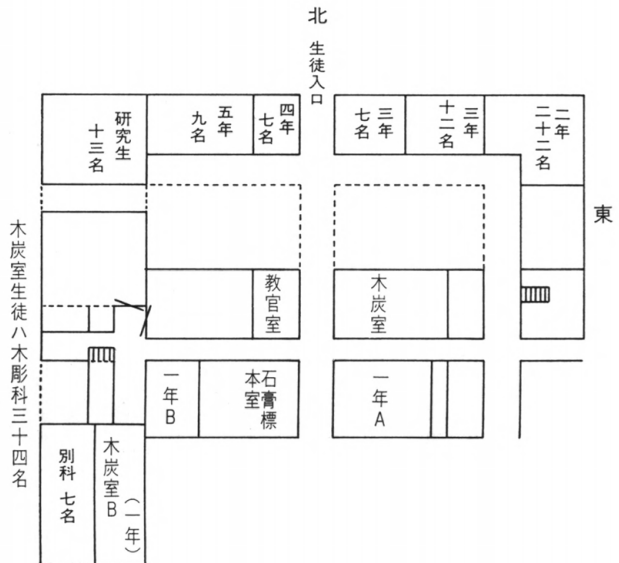
年級	大正十二年 学期	大正十三年 学期	大正十四年 学期
第一級	100	100	100
第二級	100	100	100
第三級	100	100	100
第四級	100	100	100
第五級	100	100	100
第六級	100	100	100
第七級	100	100	100
第八級	100	100	100
第九級	100	100	100
第十級	100	100	100
第十一級	100	100	100
第十二級	100	100	100
第十三級	100	100	100
第十四級	100	100	100
第十五級	100	100	100
第十六級	100	100	100
第十七級	100	100	100
第十八級	100	100	100
第十九級	100	100	100
第二十級	100	100	100
第二十一級	100	100	100
第二十二級	100	100	100
第二十三級	100	100	100
第二十四級	100	100	100
第二十五級	100	100	100
第二十六級	100	100	100
第二十七級	100	100	100
第二十八級	100	100	100
第二十九級	100	100	100
第三十級	100	100	100
第三十一級	100	100	100
第三十二級	100	100	100
第三十三級	100	100	100
第三十四級	100	100	100
第三十五級	100	100	100
第三十六級	100	100	100
第三十七級	100	100	100
第三十八級	100	100	100
第三十九級	100	100	100
第四十級	100	100	100
第四十一級	100	100	100
第四十二級	100	100	100
第四十三級	100	100	100
第四十四級	100	100	100
第四十五級	100	100	100
第四十六級	100	100	100
第四十七級	100	100	100
第四十八級	100	100	100
第四十九級	100	100	100
第五十級	100	100	100
第五十一級	100	100	100
第五十二級	100	100	100
第五十三級	100	100	100
第五十四級	100	100	100
第五十五級	100	100	100
第五十六級	100	100	100
第五十七級	100	100	100
第五十八級	100	100	100
第五十九級	100	100	100
第六十級	100	100	100
第六十一級	100	100	100
第六十二級	100	100	100
第六十三級	100	100	100
第六十四級	100	100	100
第六十五級	100	100	100
第六十六級	100	100	100
第六十七級	100	100	100
第六十八級	100	100	100
第六十九級	100	100	100
第七十級	100	100	100
第七十一級	100	100	100
第七十二級	100	100	100
第七十三級	100	100	100
第七十四級	100	100	100
第七十五級	100	100	100
第七十六級	100	100	100
第七十七級	100	100	100
第七十八級	100	100	100
第七十九級	100	100	100
第八十級	100	100	100
第八十一級	100	100	100
第八十二級	100	100	100
第八十三級	100	100	100
第八十四級	100	100	100
第八十五級	100	100	100
第八十六級	100	100	100
第八十七級	100	100	100
第八十八級	100	100	100
第八十九級	100	100	100
第九十級	100	100	100
第九十一級	100	100	100
第九十二級	100	100	100
第九十三級	100	100	100
第九十四級	100	100	100

甲、建昌教授 乙、朝倉教授 丙、北村教授

注意 第一、第五学年ハ合同受持トス

本学年塑造部教室配當次ノ通り

大正十二年十一月塑造部教室配當



⑨ 競 技

本校教務掛作成「授業関係書類」(大正十二年一月、昭和二年十二月)には日本画科と西洋画科が行なった競技に関する記録がある。この競技については『東京美術学校一覽 至明治三十七年』所載「各科授業要旨」の西洋画科の部分に「各学年ニ於テハ既ニ学習シタル課目ニ対シ一学年間ニ三回ノ競技ヲ施行シ技能ノ優劣ヲ判定ス」とあるのが最初の公式記録で、西洋画科では以後継続してそれが実施された。日本画科の場合はそうした公式記録は無く、いつから実施した

かも定かでない。

(一) 日本画科の競技

上記「授業関係書類」には日本画科の競技について先ず次の記録がある。

〔大正十二年〕第二期競技揭示案

一、来二月五日ヨリ略三週間ニ亘リ競技ヲ行フ

二、二月十二日(月曜日)以後ハ必ず其教室ニ於テ筆ヲ執リ完成スルマデ決シテ自宅ニ持歸リ製作ス可ラズ

但シ同日以前ヨリ教室ニ於テ執筆スルハ差支ナシ 又自宅製作ノ程度ハ線書迄ニ止メ置ク可シ

一年生ニ限リ二月五日ヨリ教室ニ於テ執筆ス可シ

一、大サハ小画箋全紙大トス 一年生ハ全紙三分二トス

絹地ヲ使用スルモノハ三尺巾(二年以上)二尺五寸巾(一年生)ヲ超フ可ラズ

一、画題ハ各自ノ随意トス 但シ一年生ハ植物写生ニ限ルコト

一、前記規程ニ違反シタル製作ハ審査外トス

一、二月廿三日審査ヲ行フ

大正十二年二月

日本画科主任

右揭示致候也

〔印〕(東京美術学校日本畫科)

大正十二年二月五日

山田廉

同科の競技については同書類中に昭和二年までの記録がある。競技規程は大正十二年度第三学期競技(同十三年二月)以降は各学年